

## 「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日  
日本証券業協会

### I. 改正の趣旨・改正の骨子

いわゆる届出印を用いない取引口座における事務の円滑化を図るため、顧客から照合通知書又は契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合に徴求する念書の本人確認方法について変更することとする。(第2条第2号イ(1))

### II. 施行の時期

この改正は、令和2年2月18日から施行する。

#### ○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p>(照合通知書、契約締結時交付書面の郵送以外の方法による交付)</p> <p><b>第 2 条</b> 規則第11条第 4 項 (規則第13条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する処理は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 ( 現 行 ど お り ) イ・ロ ( 現 行 ど お り )</p> <p>2 顧客から照合通知書又は契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合</p> <p>イ 照合通知書</p> <p>(1) 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載した会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、<u>会員は当該念書が顧客本人からの申出であることを確認するものとする。</u></p> <p>(2)～(4) ( 現 行 ど お り )</p> <p>ロ ( 現 行 ど お り )</p> <p>(1)・(2) ( 現 行 ど お り )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。</p>	<p>(照合通知書、契約締結時交付書面の郵送以外の方法による交付)</p> <p><b>第 2 条</b> ( 同 左 )</p> <p>1 ( 省 略 ) イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>2 顧客から照合通知書又は契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合</p> <p>イ 照合通知書</p> <p>(1) 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載し、<u>これに記名なつ印 (個人顧客の場合は、署名なつ印) した会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、当該念書に押なつされる印影は、当該顧客からあらかじめ届出を受けた印鑑に符合する印影によるものとする。</u></p> <p>(2)～(4) ( 省 略 )</p> <p>ロ ( 省 略 )</p> <p>(1)・(2) ( 省 略 )</p>